

国官会第421号  
国地契第14号  
平成19年6月18日

別紙 あて

国土交通事務次官

水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書について

国土交通省においては、これまで職員以外の有識者も参加した「入札談合防止対策検討委員会」を設置し、入札談合への関与行為に関する事実関係の調査を行うとともに、今後の入札談合防止対策について検討を行ってきたところである。

先に、「当面の入札談合防止対策について」（平成19年3月9日付け国地契第90号）をもって通知したとおり、本年3月8日、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求を受けた際、当面まず取り組むべき対策を取りまとめたところであるが、その後、事実関係の調査を進めるとともに、談合の背景・要因の分析を踏まえた改善措置の検討を行い、今般、別添報告書として取りまとめたので送付する。

貴職におかれては、入札談合への関与行為を根絶するため、本報告書に示された改善措置の実施に万全を期されたい。

別添 「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」

大臣官房官庁営繕部長	中国地方整備局長	大阪航空局長
自動車交通局長	四国地方整備局長	札幌航空交通管制部長
港湾局長	九州地方整備局長	東京航空交通管制部長
航空局長	北海道開発局長	福岡航空交通管制部長
国土交通政策研究所長	北海道運輸局長	那覇航空交通管制部長
国土技術政策総合研究所長	東北運輸局長	船員労働委員会長
国土交通大学校長	北陸信越運輸局長	気象庁長官
航空保安大学校長	関東運輸局長	海上保安庁長官
国土地理院長	中部運輸局長	高等海難審判庁長官
小笠原総合事務所長	近畿運輸局長	
東北地方整備局長	中国運輸局長	
関東地方整備局長	四国運輸局長	
北陸地方整備局長	九州運輸局長	
中部地方整備局長	神戸運輸監理部長	
近畿地方整備局長	東京航空局長	